

※ 1月1日から4月30日までの間に退職された方は、必ず一括徴収してください。

給与支払報告書 にかかると特別徴収 にかかると給与所得者異動届出書

										年度	1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度																		
奈半利町長殿		給 与 支 払 者 〔特別徴収義務者〕	所在地								特別徴収義務者 指 定 番 号																				
令和 年 月 日提出			フリガナ								宛 名 番 号																				
			氏名又は名称								担 連 当 絡 者 先	所 属 氏 名																			
			個人番号 又は法人番号												電話	内線 ()															
給 与 所 得 者	フリガナ			(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異 動 年 月 日	異 動 の 事 由	異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法																						
	氏 名																														
	生年月日	年	月							日																					
	個人番号																														
	受給者番号																														
1月1日 現在の住所																															
異動後の 住 所																															
														円		円		円		年								右から 番号を 記入		1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)	
1. 特別徴収継続の場合														新しい勤務先へは、月割額 _____ 円を _____ 月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。																	
新 し い 勤 務 先 (特別徴収義務者)	特別徴収義務者 指 定 番 号	(新規) 法人番号																				受給者番号									
	所 在 地											担 当 者 連 絡 先	所 属 氏 名											納入書の要否 (新規の番号のみ記載)		右から 番号を 記入		1. 必要 2. 不要			
	フリガナ											電 話											内線 ()								
	氏名又は名称																														
2. 一括徴収の場合														左記の一括徴収した税額は、 _____ 月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。																	
理 由	1. 異動が令和6年12月31日までで、一括徴収の申出があったため										徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)										円									
	2. 異動が令和7年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため										月	日																			
3. 普通徴収の場合														※市町村記入欄																	
理 由	1. 異動が令和6年12月31日までで、一括徴収の申出がないため																														
	2. 令和7年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため																														
3. 死亡による退職であるため																															